平成２３年（フ）第５７６号
川崎市幸区南加瀬５丁目２番35号　アバンセスドウ２―305
債務者　佐藤　慎吾
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番15―302号
債務者　田村　政人
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９５号
川崎市高津区向ケ丘125番地１　ファミリーハイツＢ―102、前住所川崎市宮前区宮崎661番地１　第１井出ハイツ101
債務者　湯浅　美和
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０１号
川崎市幸区戸手１丁目５番６―602号　グレイスフル幸
債務者　角舘　綾美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
川崎市麻生区下麻生１丁目７番25―504号　麻生台団地
債務者　北村　直史
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
川崎市宮前区鷺沼３丁目５番地１　ハイツみのり101
債務者　大村恵利嘉
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２４号
川崎市中原区上小田中６丁目27番５―201号　花菱ビル、前住所川崎市中原区下小田中４丁目22番28―202号　グレイス武蔵中原Ⅰ
債務者　林　　聖子（旧姓澤中）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
川崎市幸区小倉1805―１　リバーサイド斉木303号、住民票上の住所川崎市幸区南加瀬１丁目９番15―２号
債務者　坂本美奈子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
川崎市中原区中丸子451番地３
債務者　桑原木乃美（旧姓幸）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４０号
川崎市川崎区浅田３丁目８番19号、前住所横浜市戸塚区上品濃13番７―403号
債務者　西澤記美枝（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
川崎市幸区下平間326番地　みのり荘
債務者　尾白きよ子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
川崎市多摩区枡形２丁目17番31―203号、前住所川崎市麻生区細山７丁目12番４号
債務者　川原　祐子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１４号
愛知県岡崎市上衣文町字中屋敷32番地
債務者　永井　崇宏
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第３８３号
長崎県西海市西海町面高郷1296番地
破産者　有限会社松竹丸水産
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係